

第4次沼津市食育推進計画

(素案)

令和8年 月

沼津市

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 S D G s に対応した計画推進	3
第2章 食育推進を取り巻く環境	4
第1節 統計からみた本市の現状	4
第2節 アンケート調査結果の分析	10
第3節 第3次沼津市食育推進計画の評価	23
第4節 食育推進をめぐる今後の課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本理念	25
第2節 基本目標	25
第3節 施策体系	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 こどもに関わる食育の推進	27
基本目標2 成人期における食育の推進	29
基本目標3 高齢期における食育の推進	31
基本目標4 地域における食育の推進	32
基本目標5 食文化と地産地消	34
基本目標6 環境に配慮した食育と食の安全	36
第5章 計画の推進体制	37
1 計画の推進体制	37
2 計画の評価指標	38
3 計画の進捗管理	38
第6章 参考資料	39
1 沼津市食育推進計画の策定体制	39
2 沼津市民健康増進会議条例	40
3 沼津市民健康増進会議委員名簿	41
4 沼津市食育推進計画策定懇話会設置要綱	42
5 沼津市食育推進計画策定懇話会委員名簿	43
6 沼津市食育推進計画策定委員会設置要綱	44

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

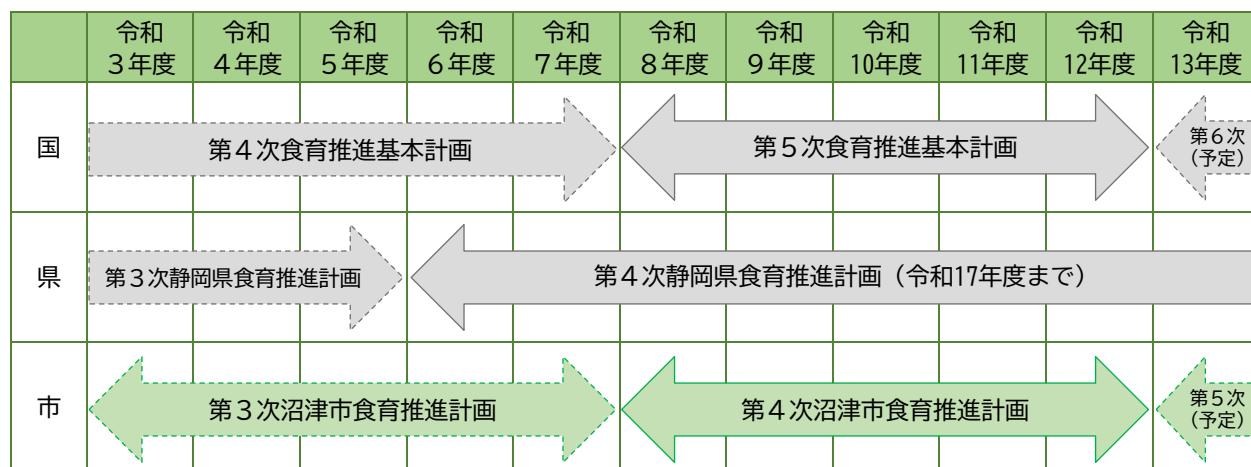
食育について、平成17年に食育に対する基本理念を定めた「食育基本法」が施行され、翌年に「食育推進基本計画」が策定されました。令和3年に策定された「第4次食育推進基本計画」では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を特に取り組むべき重点事項としています。

本市では平成21年に「沼津市食育推進計画」を、平成26年に「第2次沼津市食育推進計画」を、令和3年に「誰もが望ましい食との関わり方を身につけられるまち ぬまづ」を基本理念に「第3次沼津市食育推進計画」を策定し、本市の海、山、川などの自然豊かな食に恵まれた風土を生かした取組を推進してきました。

「第3次沼津市食育推進計画」の計画期間では、新型コロナウイルス感染症拡大により、働き方の多様化、外出の自粛、身体活動量の低下、人とのふれあいの減少などの様々な環境で大きな変化がありました。食や健康に関しては、教育機関や職場での黙食の実施、外食の自粛、孤食の増加などがみられ、在宅時間が増えることで生活習慣の変化や身体活動量の低下による心身の健康への影響が懸念され、食育の重要性が高まってきています。

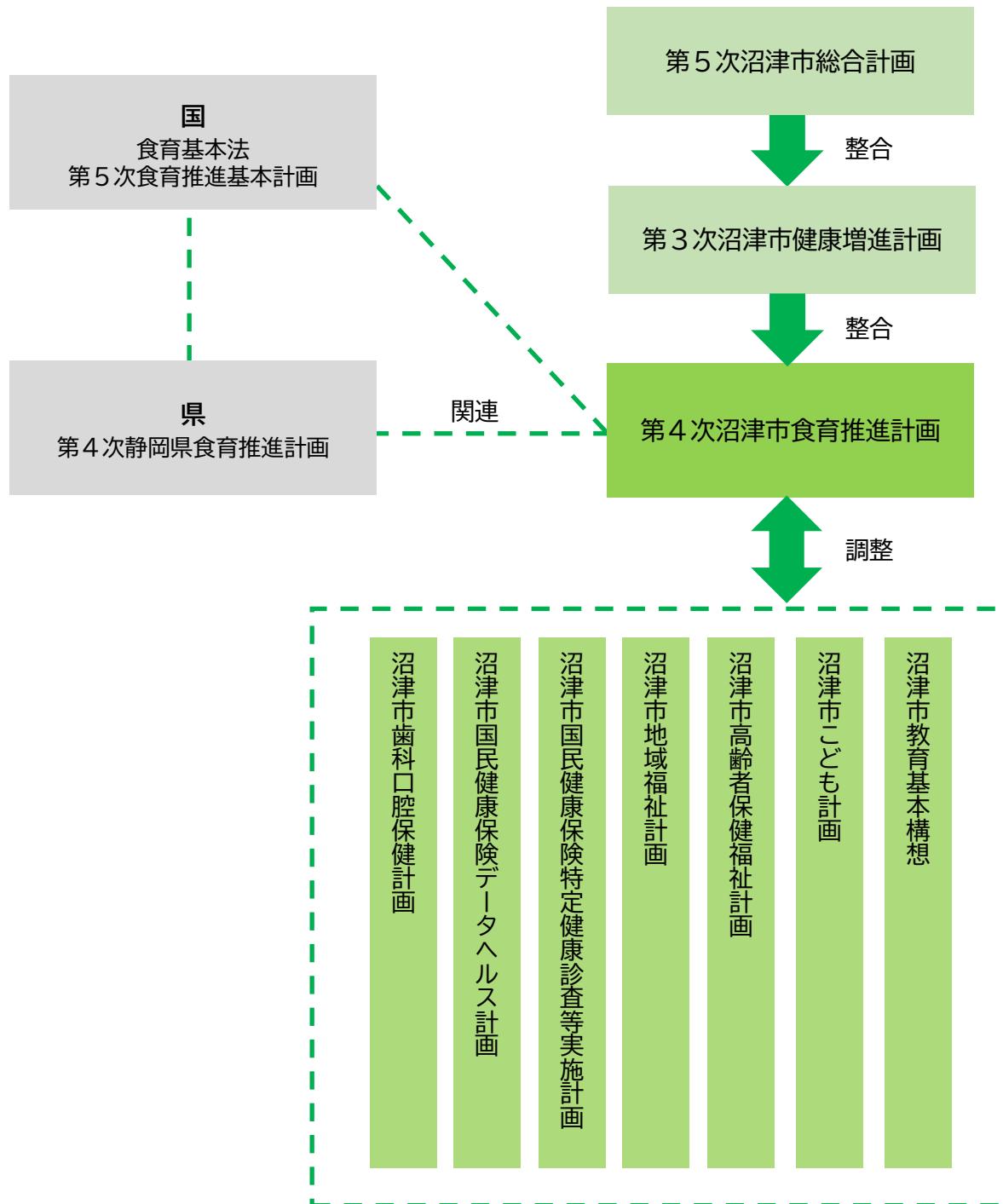
この度、「第3次沼津市食育推進計画」が令和8年3月に計画期間を満了することから、これまで推進してきた取組を見直すとともに、身体と精神の両面の健康を維持・向上させ、豊かな人間性を育てる食育活動の推進をより効果的に推進していくために、「第4次沼津市食育推進計画」を策定することとしました。

<国・県・市の食育推進計画策定状況>



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第18条に基づき、本市が目指す健康づくり施策の基本的な方向性を示す「第3次沼津市健康増進計画」の個別実施計画として、最上位計画である「第5次沼津市総合計画」及びその他の関連する計画との調整や整合性を図りながら策定します。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

ただし、国や県の行政施策の動向や社会情勢の変化に即し、必要に応じて見直しを行います。

第4節 SDGsに対応した計画推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、令和12年を期限とする国際目標です。

SDGsの目指す「誰一人として取り残さない社会の実現」、目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する、目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する、目標12. 持続可能な生産と消費の形態を確保するなどは、「沼津市食育推進計画」の方向性と共通しています。

本計画では食育にSDGsの視点を加え、計画の推進によって市民の心身の健康に寄与することや持続可能な社会づくりに取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 食育推進を取り巻く環境

第1節 統計からみた本市の現状

(1) 地勢

本市は、県東部地域、駿河湾の湾奥に位置しており、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。市域の北部は、愛鷹山麓の丘陵地が広がり、中央部の平地へと続いています。南部は、香貫山から達磨山にかけて急峻な峰々が連なるとともに、変化に富んだ美しい海岸線が形成されています。

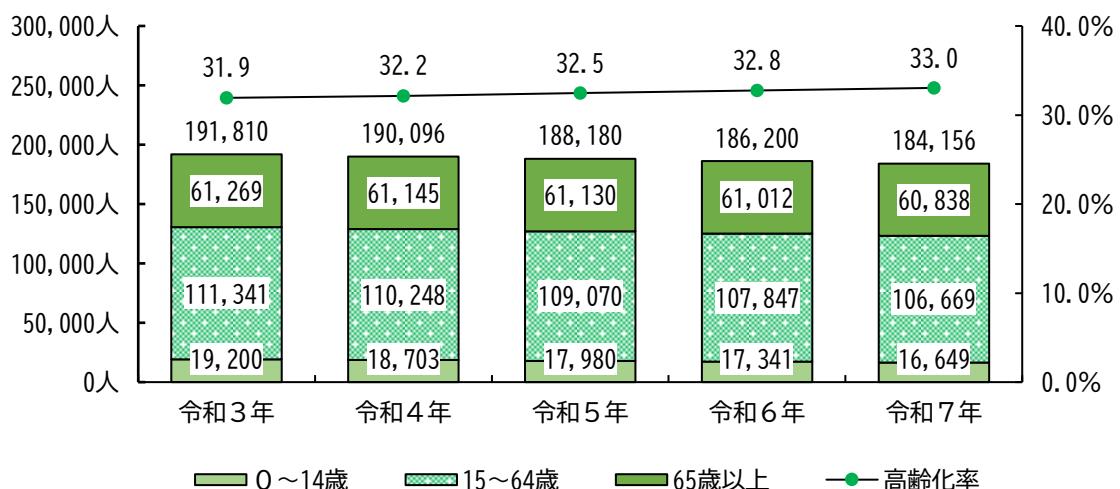
産業面においては、恵まれた立地条件を活かし、県東部地域の商都として発展するとともに、豊かな自然や温暖な気候により育まれるお茶やみかんなどの農業、駿河湾の豊富な水産資源を背景とした水産業やあじの干物などの水産加工業、様々な地域資源を活かした観光業、多様な形態の中小企業に支えられる工業などがあり、産業がバランスよく発展してきました。

(2) 人口の推移

本市の総人口では、令和7年に184,156人となっており、令和3年以降減少し続けています。年齢3区分別人口割合でみると、令和3年から令和7年までに0～14歳、15～64歳、65歳以上とも減少傾向にありますが、高齢者の減少幅を総人口の減少幅が上回るため、高齢化率は上昇しています。

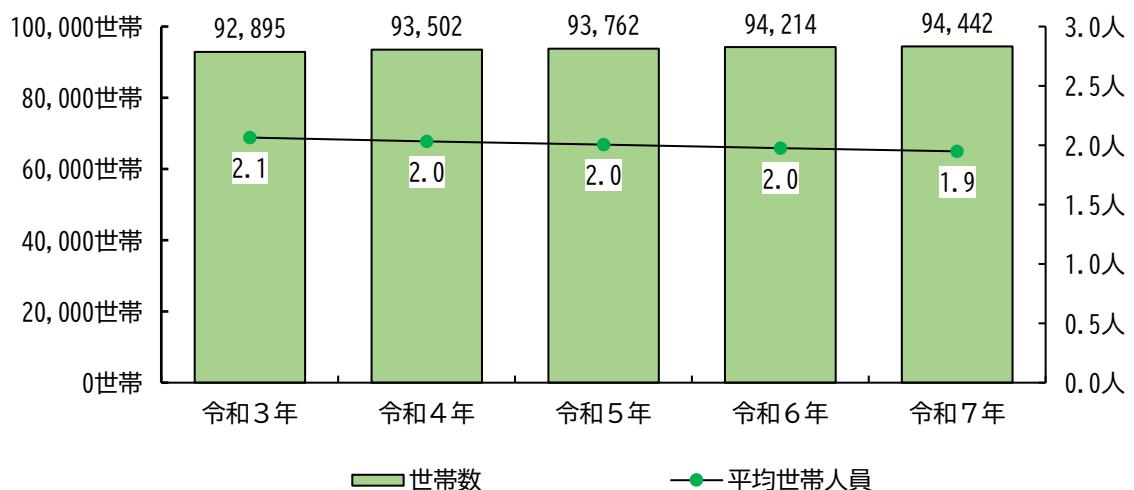
また、本市の総人口は減少しているものの、世帯数は増加しています。このことから、単独世帯や核家族が増加していると見込まれます。

【沼津市総人口】



資料：沼津市住民基本台帳（各年10月1日現在）

【世帯数と平均世帯人員の推移】



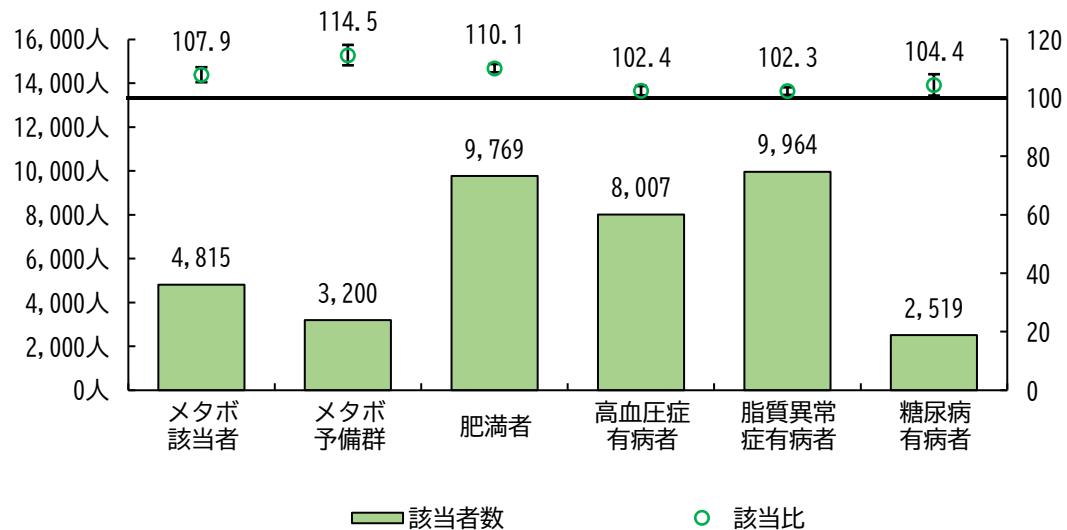
資料：沼津市住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 特定健康診査有所見状況

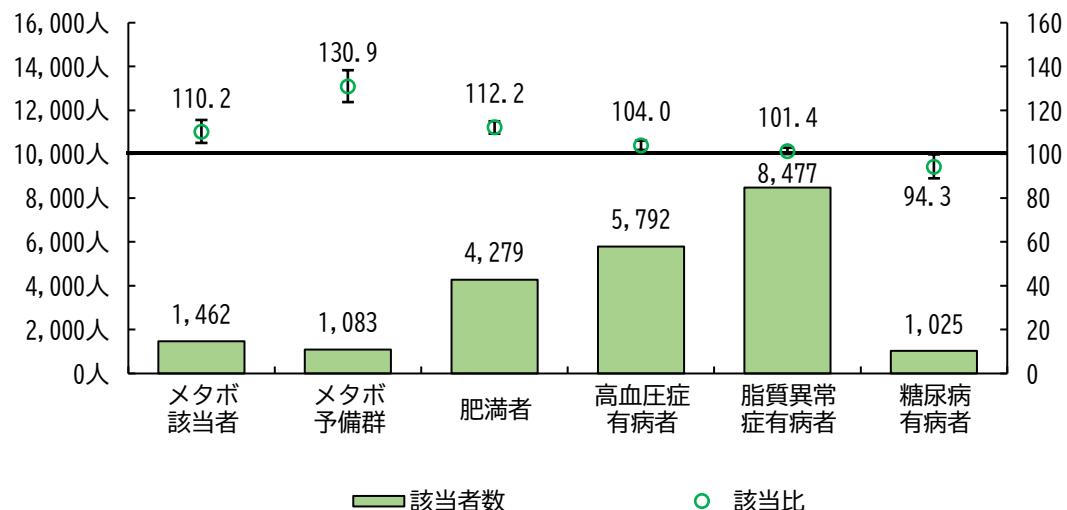
標準化該当比^{*1}では、男性は、すべて県より高い数値となっています。女性は、「糖尿病有病者」を除き県より高い数値となっています。

特に「メタボ該当者」「メタボ予備群」「肥満者^{*2}」「高血圧症有病者」では、男女とも統計的に有意に高い数値となっています。

【男性】



【女性】



※1 標準化該当比は、特定健康診査での有所見率を年齢調整した上で比較を可能にするための数値です。上記は静岡県を基準となる集団として、静岡県全体の結果を100とした場合の沼津市の結果を算出したものとなります。100を超えるものについては静岡県全体よりも高いことを示します。

※2 特定健康診査結果での肥満は、次のいずれかに該当する人

ア：BMI 25以上で腹囲男性85.0cm以上、女性90.0cm以上

イ：BMIのみ25以上

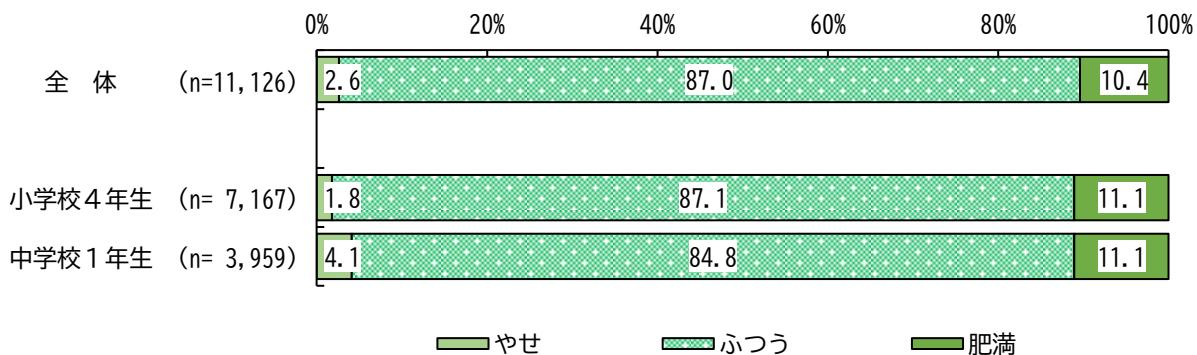
ウ：腹囲のみ男性85.0cm以上、女性90.0cm以上

資料：静岡県特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書（令和4年度）

(4) 児童生徒の状況

児童生徒の体格^{*}では、全体でみると「ふつう」が87.0%と最も多く、次いで「肥満」が10.4%、「やせ」が2.6%となっています。「肥満」の割合は、小学校4年生、中学校1年生ともに11.1%となっています。一方、「やせ」の割合では小学校4年生は1.8%ですが、中学校1年生では4.1%となっており、中学生のやせの割合が多くなっています。

【児童生徒の体格】



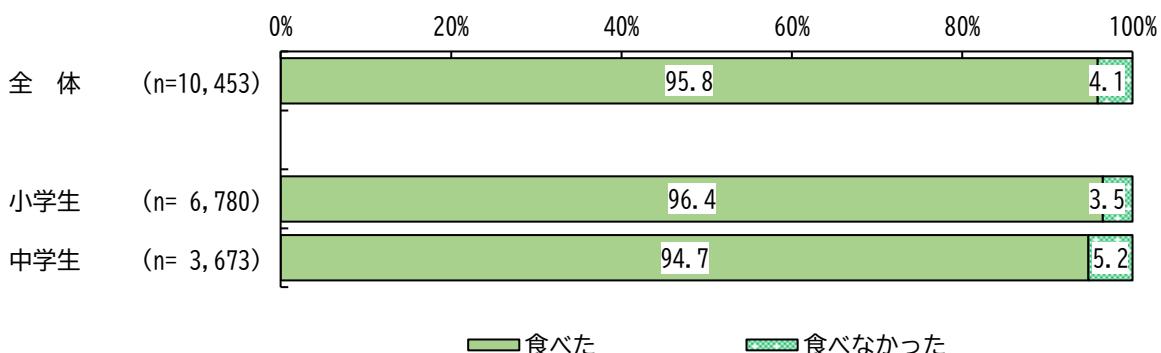
*以下の算定式により得られた数値の+20%以上を「肥満」、-20%以下を「やせ」とした。

肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) ÷ 身長別標準体重 × 100

資料：令和6年度学校保健統計資料「すこやか」（沼津市学校保健会）

児童生徒の朝食の摂取状況では、全体でみると「食べた」が95.8%で、ほとんどの児童生徒が朝食を食べています。小学生と中学生では、「食べなかった」が、小学生3.5%、中学生5.2%で、中学生の朝食の欠食がわずかに多くなっています。

【児童生徒の朝食の摂取状況】

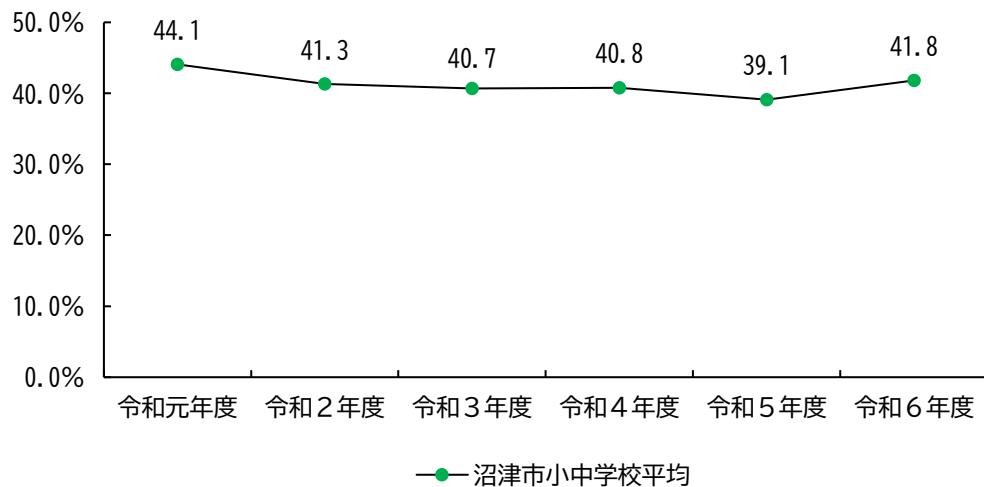


資料：令和6年度静岡県教育委員会朝食摂取状況調査（沼津市分データ）

(5) 学校給食における地場産物使用状況

学校給食に地場産物を使用する割合（食材数ベース）では、約4割で推移しています。金額ベースでは令和5年度で52.9%、令和6年度は46.0%と4割～5割となっています。また、本市の特産品をはじめ、沼津市産の食材を学校給食に活用しています。

【学校給食に地場産物を使用する割合（食材数ベース）】



資料：沼津市学校給食取組実績

【学校給食 地産地消の取組実績】

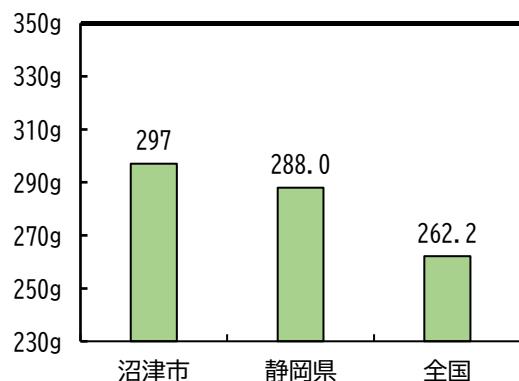
食品名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米	○	○	○	○	○	○
大中寺芋	○	○	○	○	○	○
玉ねぎ	○	○	○	○	○	○
プチヴェール	○	○	○	○	○	○
ほうれん草	○	○	○	○	○	○
枝豆	○	○	○	○	○	○
小松菜	○	○	○	○	○	○
白ねぎ	○	○	○	○	○	○
カリフローレ	○	○	○	○	○	○
緑茶・抹茶	○	○	○	○	○	○
寿太郎みかん	○	○	○	○	○	○
トマト		○	○			
きゅうり				○		

資料：沼津市農業振興推進協議会・沼津市学校給食取組実績

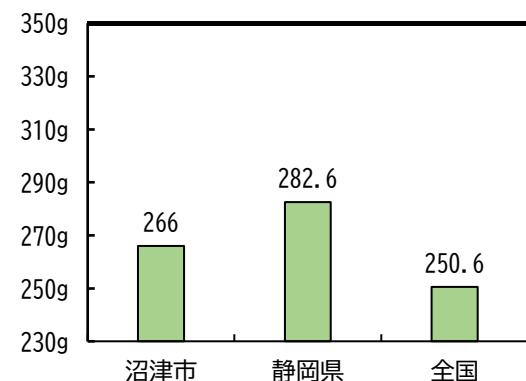
(6) 1日当たりの野菜類摂取量（国・県との比較）

1日当たりの野菜類摂取量の平均値は、男性297g/日、女性266g/日であり、女性では県よりも少なくなっています。男女ともに、生活習慣病予防のための目標量である350g/日には満たない状況です。

【男性】



【女性】



資料：市：健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング研究（令和6年度）
(静岡県健康福祉部健康政策課)

県：令和4年県民健康基礎調査報告書（静岡県健康福祉部）

国：令和5年国民健康・栄養調査報告（厚生労働省）

第2節 アンケート調査結果の分析

(1) 令和6年度第51回市民意識調査

「第4次沼津市食育推進計画」の策定にあたり、市民の食への意識や食生活の状況を把握するため、「令和6年度第51回市民意識調査」を実施しました。

以下に抜粋を掲載します。

【アンケート調査の概要】

調査対象	満18歳以上の市民
抽出方法	住民基本台帳データより等間隔無作為抽出
調査方法	郵送及びインターネットによる回答
調査期間	令和6年6月18日（火）～7月5日（金）
発送数	2,150人（男1,075人・女1,075人） 配達不能数：5人

【回収結果】

回収数	1,041票（うち、インターネットによる回答 282票）
回収率	48.5%

【注意事項】

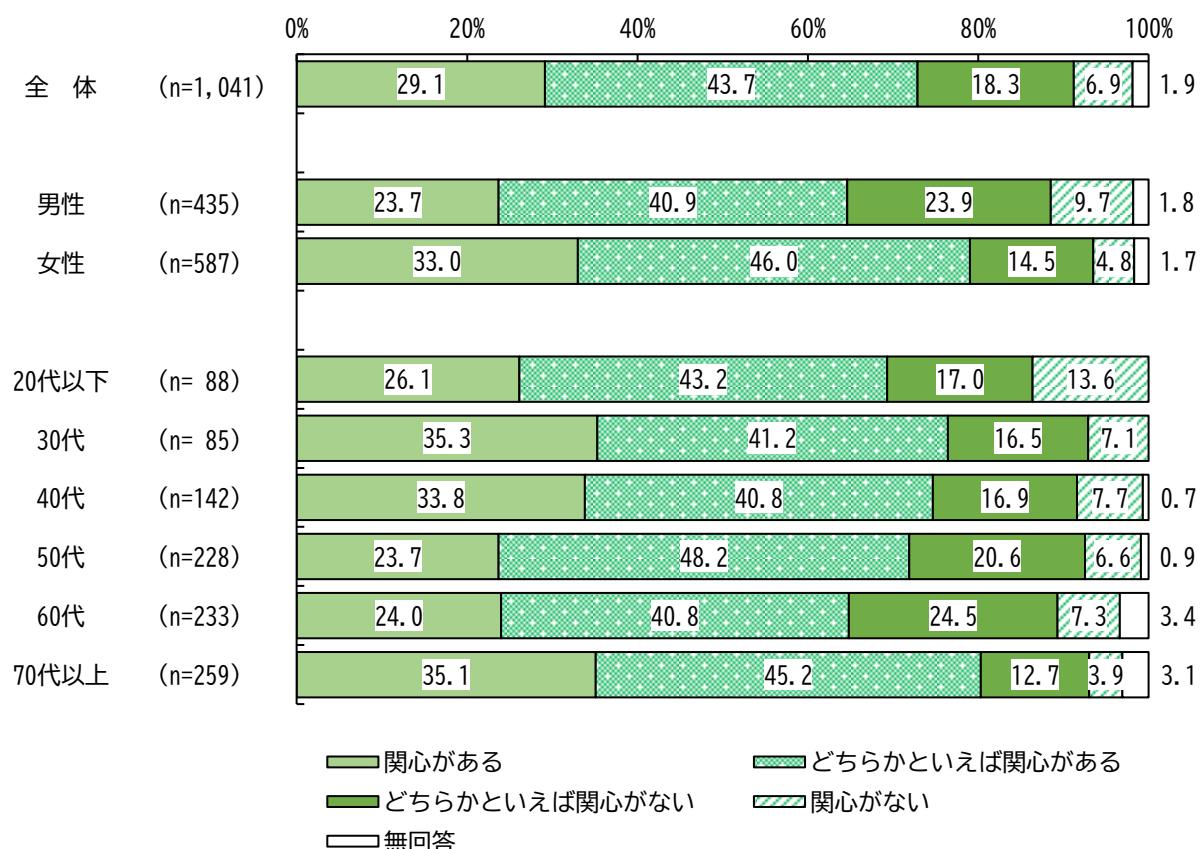
- 結果は百分率で表示しました。数表の百分率は少数点以下第2位を四捨五入しました。
その結果、個々の比率の合計が100%にならないことがあります。
- 複数の回答をすることができる質問の場合は、回答数の合計を割った比率であり、その値は100%を超えます。
- 無回答及び無効回答を、あわせて無回答と表示しています。

①食育への関心

問：あなたは「食育」に関心がありますか。（回答は1つ）

食育への関心については、「関心がある」が29.1%、「どちらかといえば関心がある」が43.7%で、全体の72.8%が食育に『関心がある』状況です。

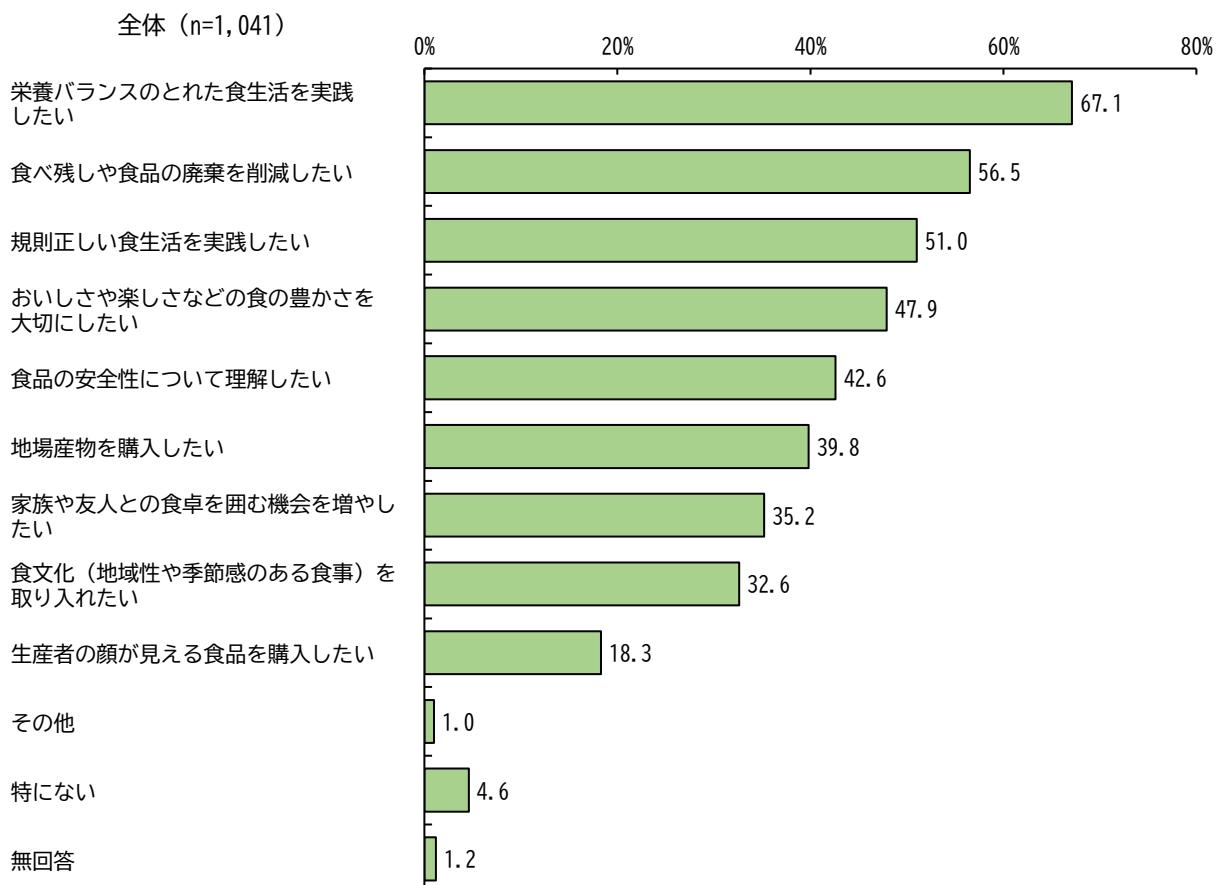
年代別でみると、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」人の割合が60代で64.8%となっており、他の年代に比べてやや少なくなっています。



②普段の食生活の中で特に力を入れたいこと

問：あなたは普段の食生活の中で、特に力を入れたいことは何ですか。(回答はいくつでも)

普段の食生活の中で特に力を入れたいことでは、「栄養バランスのとれた食生活を実践したい」が67.1%と最も多く、次いで「食べ残しや食品の廃棄を削減したい」が56.5%、「規則正しい食生活を実践したい」が51.0%となっています。

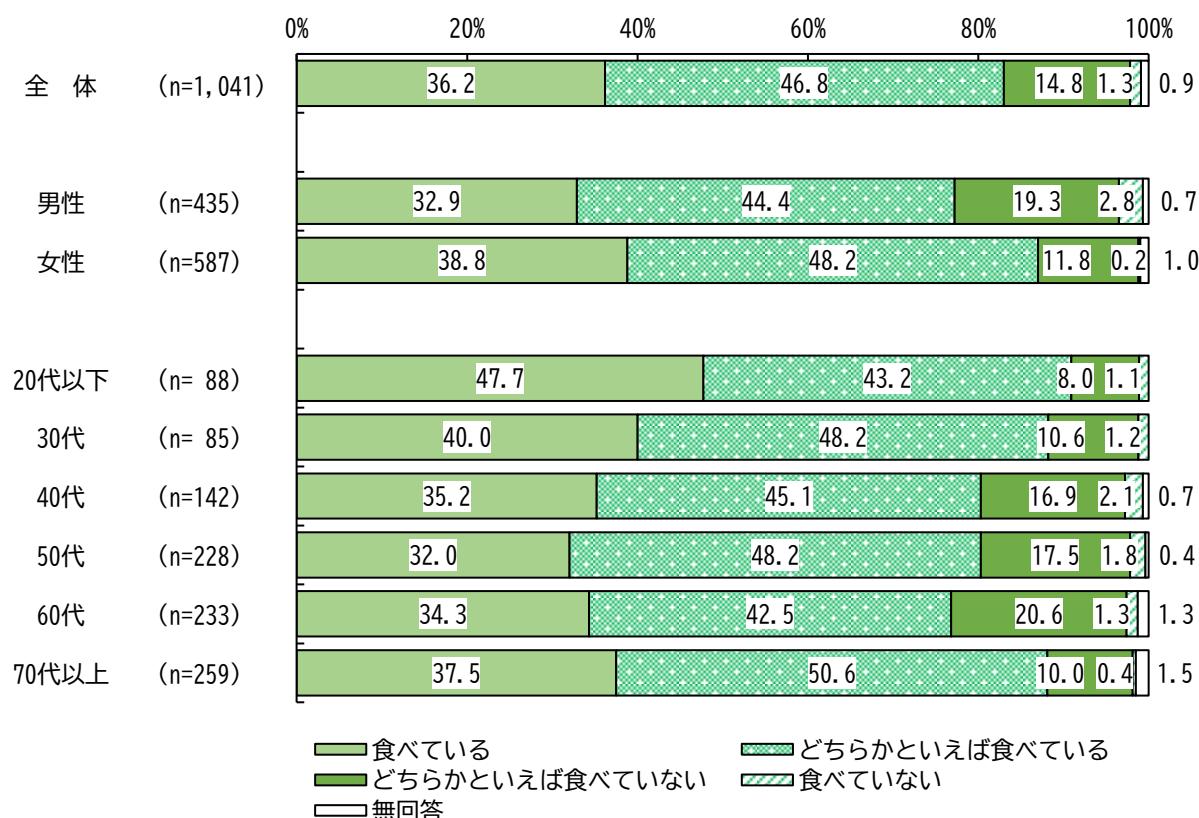


③よく噛んで味わって食べている人の割合・噛んで食べる時の状態

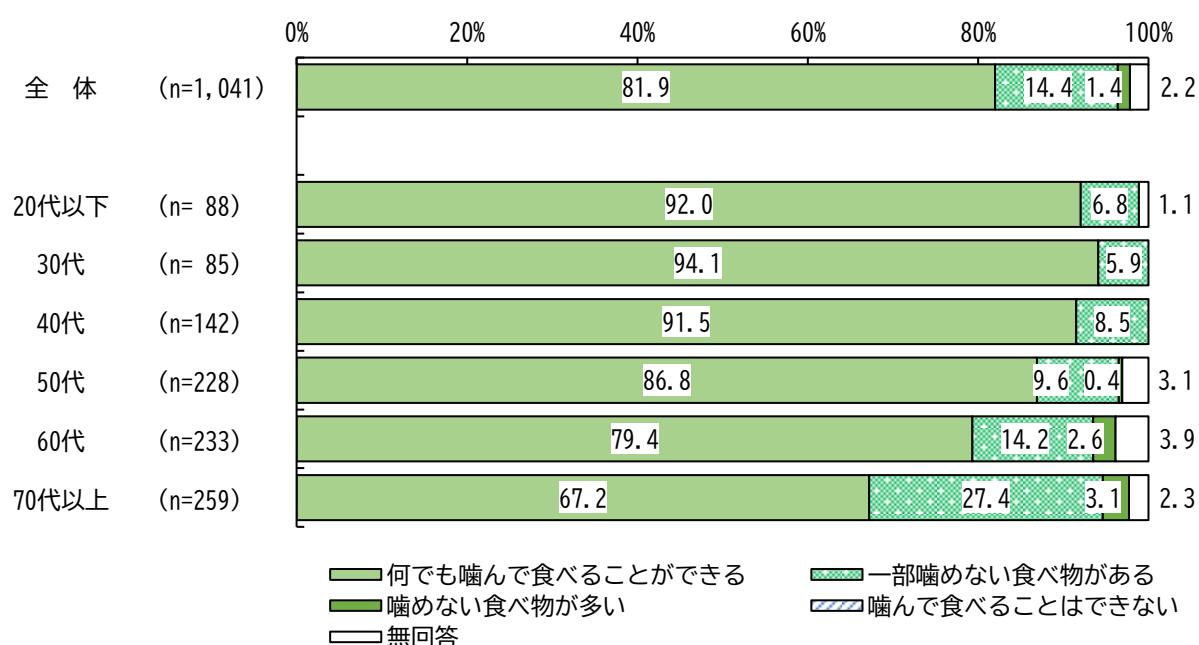
よく噛んで味わって食べている人の割合では、「食べている」人が全体の36.2%、「どちらかといえば食べている」人が46.8%で、全体の83.0%がよく噛んで食べている状況です。一方で、40～60代は若い世代に比べて、少ない傾向がみられます。

また、噛んで食べる時の状態について、「何でも噛んで食べることができる」と回答した人が81.9%となっています。年代別では、60代以上に、「一部噛めない食べ物がある」と「噛めない食べ物が多い」人が増加しています。

問：あなたは普段の食生活において、よく噛んで味わって食べていますか。（回答は1つ）



問：あなたの噛んで食べる時の状態について、あてはまるものを教えてください。（回答は1つ）



④産地や生産者を意識して選んでいる人の割合

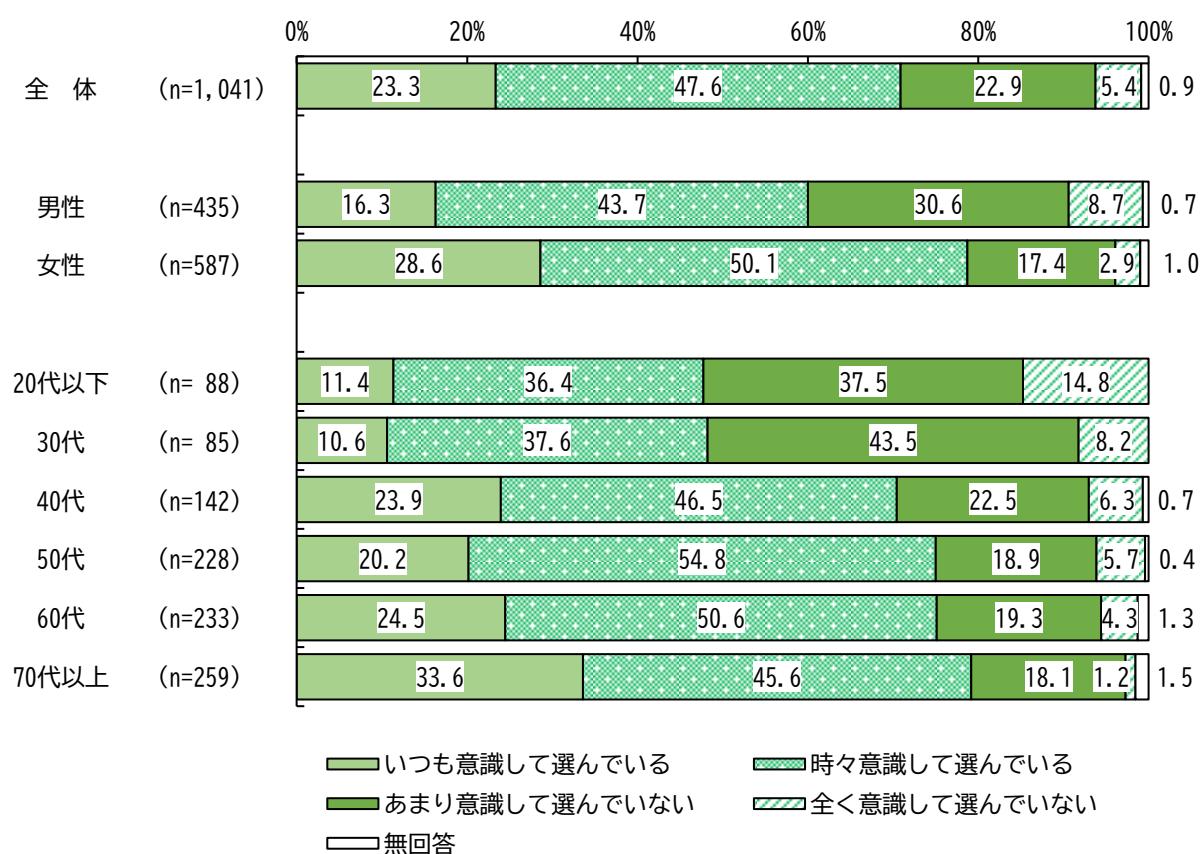
問：あなたは日頃から産地や生産者を意識して農水産物・食品を選んでいますか。

(回答は1つ)

産地や生産者を意識して選んでいる人の割合は、「いつも意識して選んでいる」が23.3%、「時々意識して選んでいる」が47.6%で、合計70.9%となり、約7割の人が日頃から産地や生産者を意識して農水産物・食品を選んでいることがわかります。

性別にみると女性は、「いつも意識して選んでいる」「時々意識して選んでいる」と回答した人が男性に比べて多くなっています。

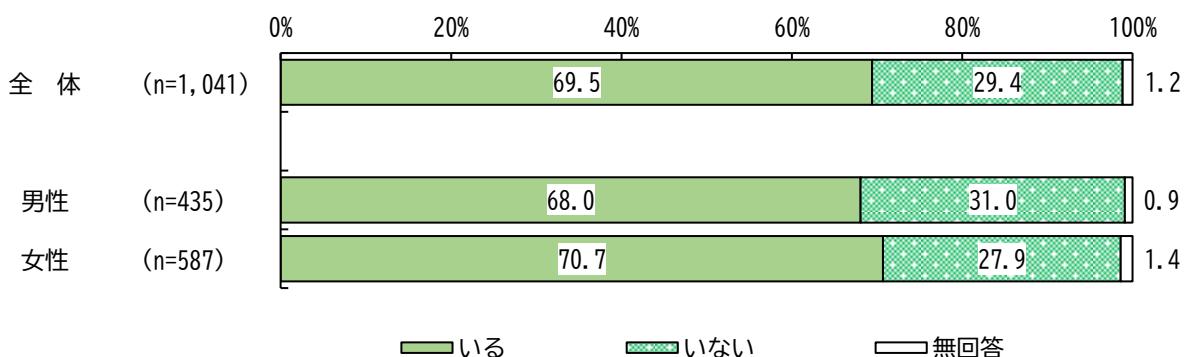
年代別にみると、20代以下と30代で「いつも意識して選んでいる」「時々意識して選んでいる」と回答した人が他の年代に比べて少なく、若い年代ほど産地や生産者を意識して農水産物・食品を選んでいる人が少なくなっています。



⑤本人や家族の中で農業・漁業・畜産業の体験に参加したことがある人の割合

問：これまで、あなた又はあなたの家族の中で、田植え、野菜の収穫、潮干狩り、地引網、家畜の世話など農業・漁業・畜産業の体験に参加したことのある人はいますか。
(回答は1つ)

本人や家族の中で農業・漁業・畜産業の体験に参加したことがあると回答した人は、69.5%と約7割となっています。



(2) 令和6年度沼津市民の健康に関するアンケート

「第3次沼津市食育推進計画」の評価と「第4次沼津市食育推進計画」の策定の資料とするため、「令和6年度沼津市民の健康に関するアンケート」を実施しました。

【アンケート調査の概要】

調査対象	18歳～74歳の市民（令和6年8月1日時点）
抽出方法	住民基本台帳データより等間隔無作為抽出
調査方法	郵送及びインターネットによる回答
調査期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月13日（金）
発送数	1,900票

【回収結果】

回収数	698票（うち、インターネットによる回答 200票）
回収率	36.7%

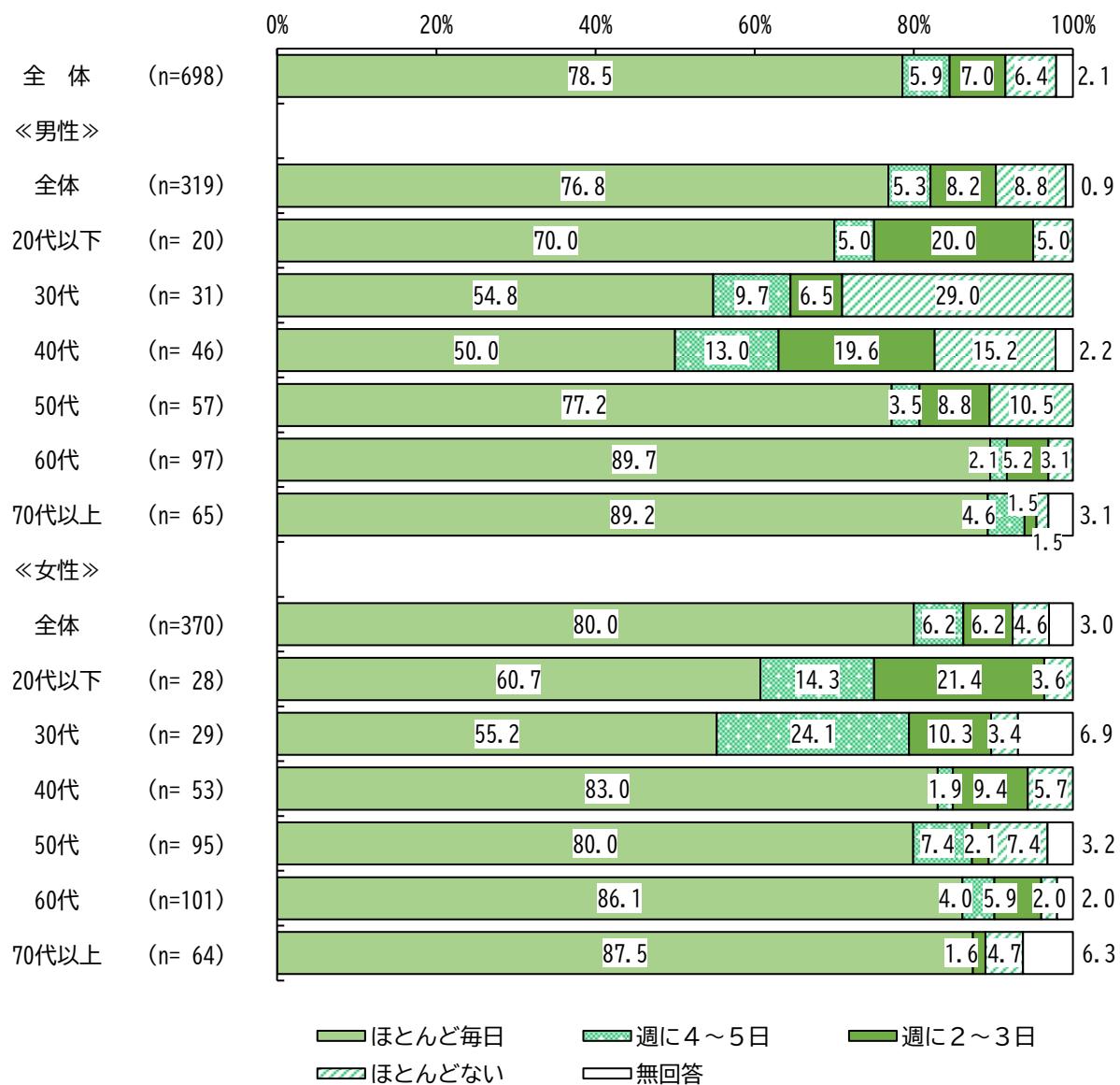
【注意事項】

- 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、比率の合計が100%にならないことがあります。
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”的な場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- クロス集計のグラフにおいては、表側の「無回答」は表示していません。ただし、全体の件数には含めているので各項目分析事項の件数の合計が、全体の件数と一致しない場合があります。

①成人の朝食の摂取状況

問：朝食を週に何回食べますか。

成人の朝食の摂取状況では、全体でみると「ほとんど毎日」が78.5%と最も多くなっていますが、性年代別でみると、男性の20代以下～40代、女性の20代以下で、「週2～3日」「ほとんどない」の割合が多くなっており、若い世代に朝食を欠食する傾向が目立ちます。

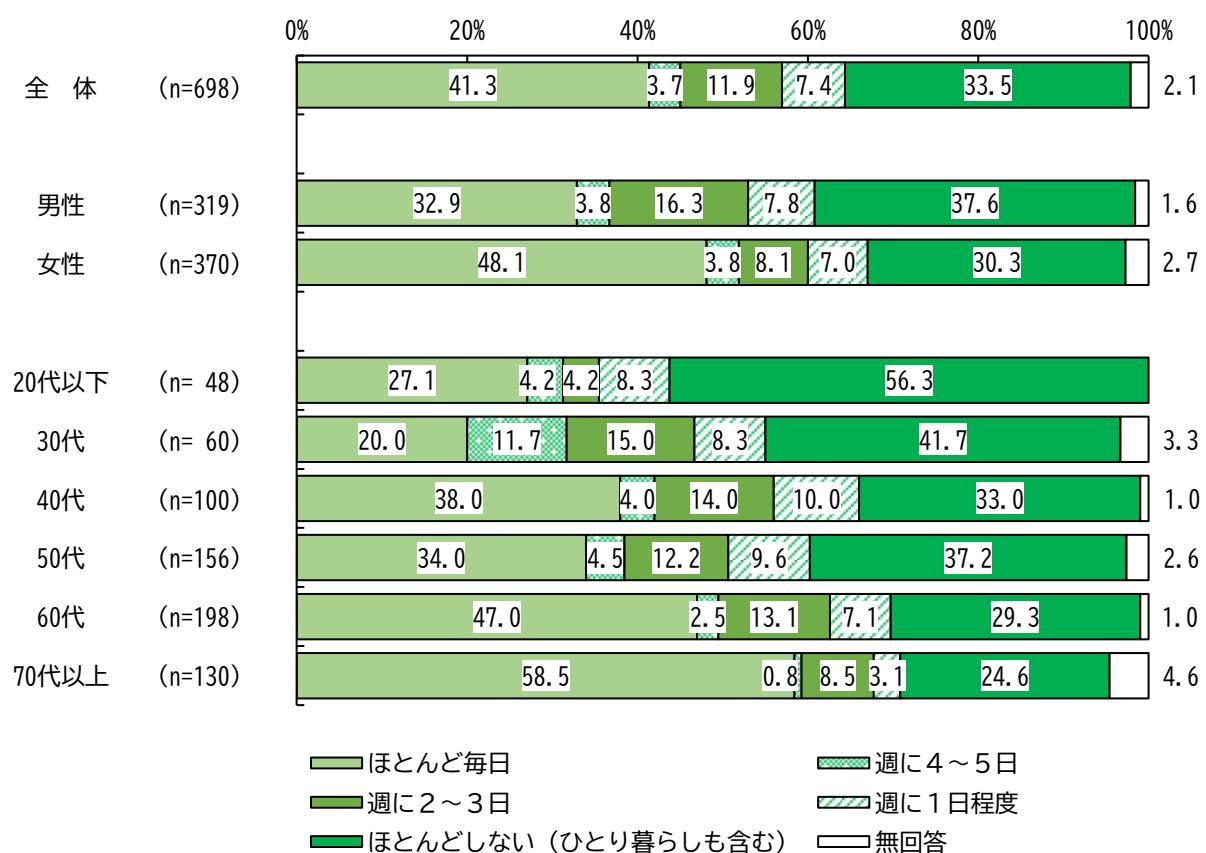


②共食について

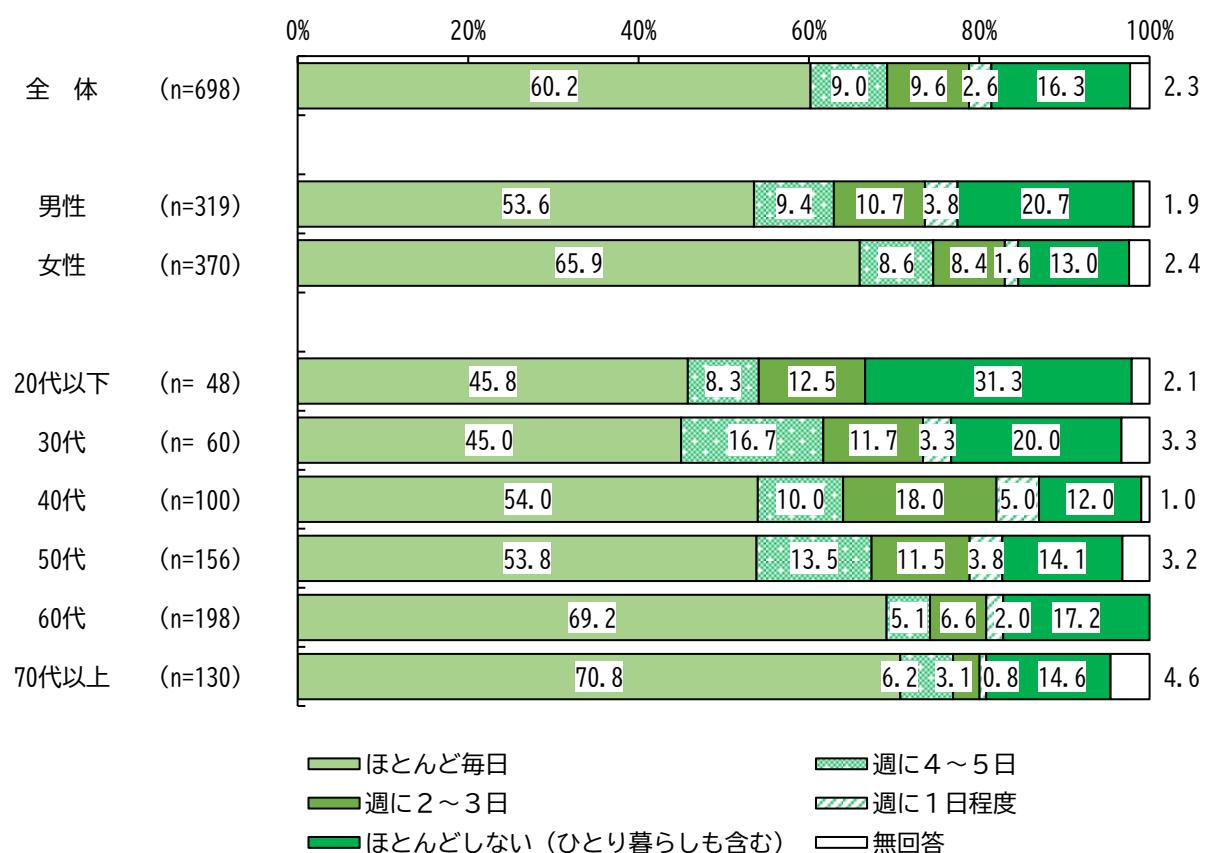
問：朝食または夕食を家族と一緒に食べることは、どのくらいありますか。
(それぞれ1つずつ○)

朝食または夕食を家族と一緒に食べる頻度では、朝食の全体でみると「ほとんど毎日」が41.3%、夕食の全体でみると「ほとんど毎日」が60.2%となっています。年代別でみると、家族との共食の頻度は若い世代で少ない傾向がみられます。

【朝食を家族と一緒に食べる頻度】



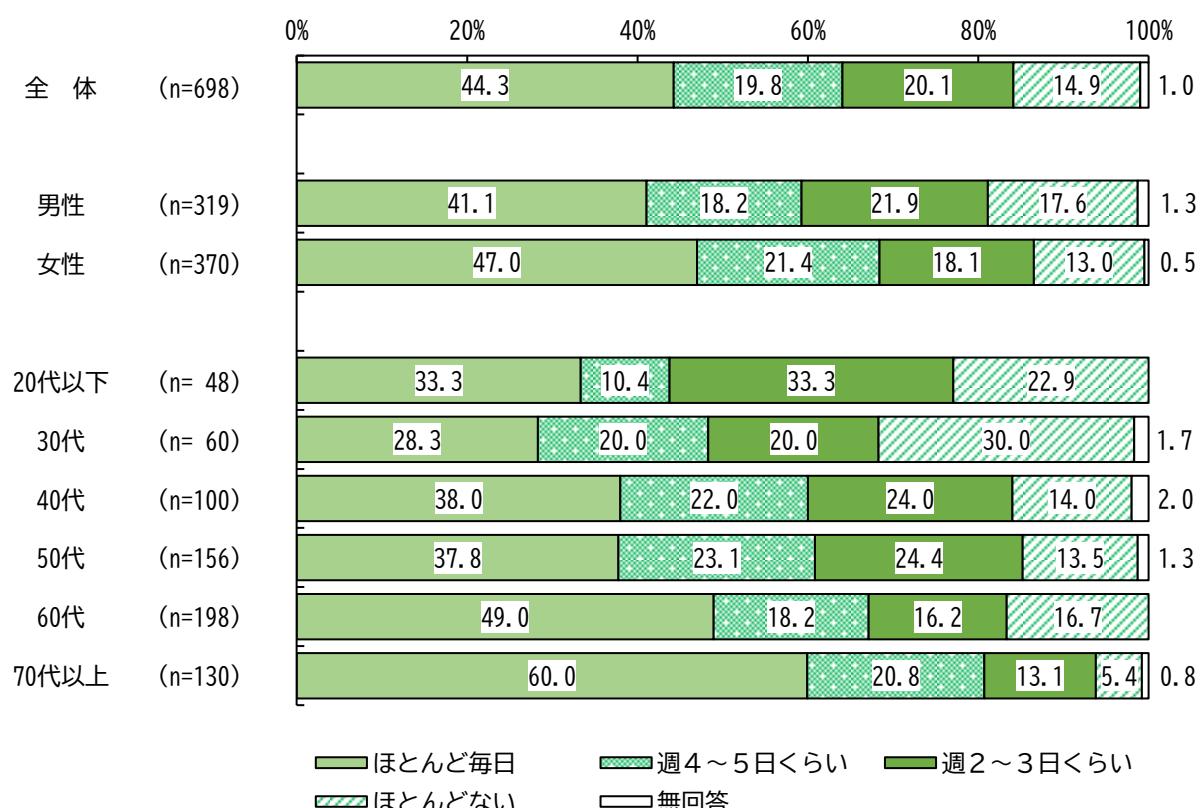
【夕食を家族と一緒に食べる頻度】



③週に1日2回以上主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度

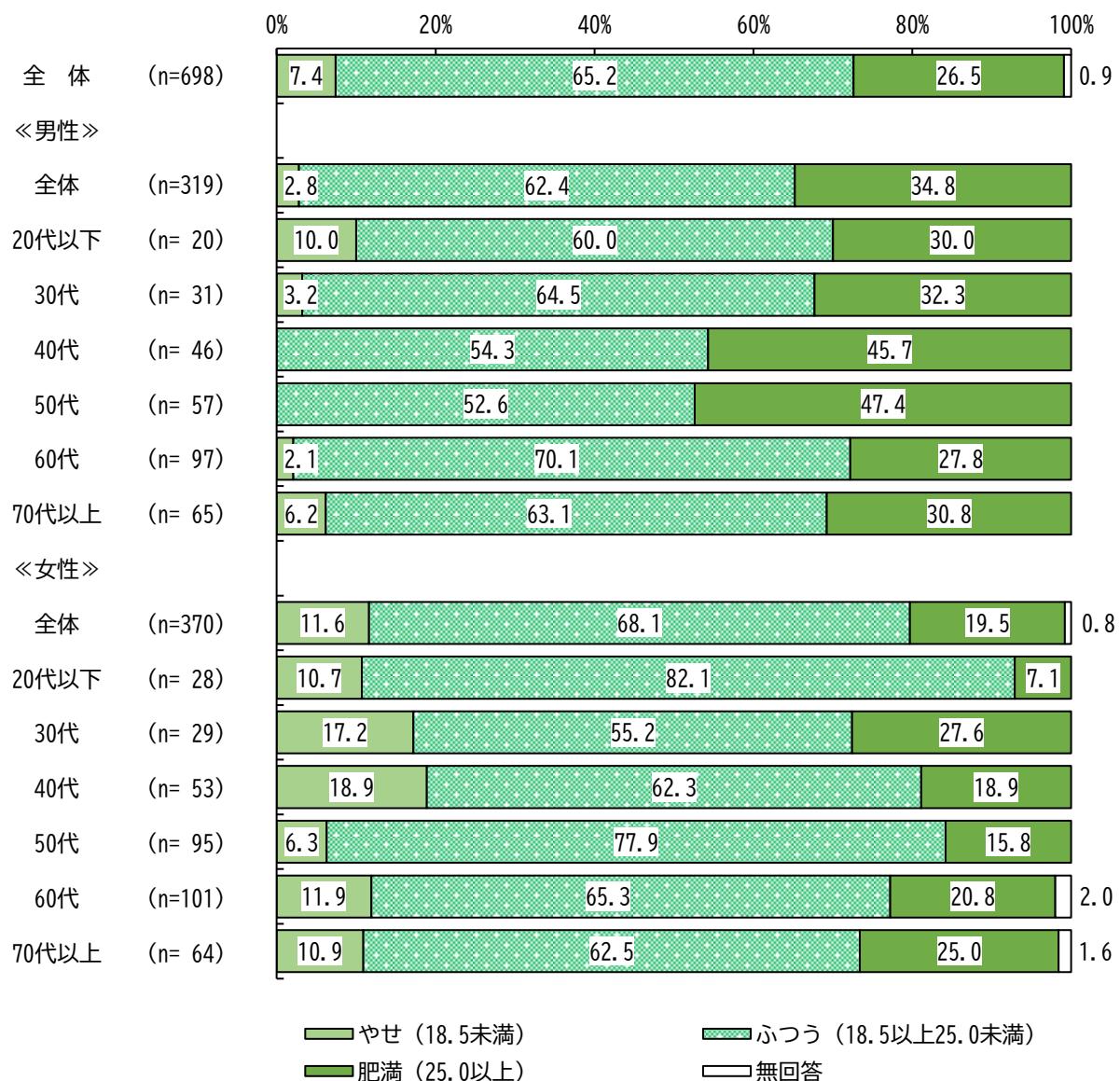
問：主食（ごはん、パン、麺など）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理）・副菜（野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理）を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。（○は1つ）

週に1日2回以上主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度では、「ほとんど毎日」が44.3%と最も多くなっており、大きな男女差はみられませんが、年代別でみると「週に2～3日くらい」「ほとんどない」を合わせた割合が、若い世代ほど多くなっており、栄養バランスの整った食事を摂っていない傾向がみられます。



④成人のBMI^{*}

成人のBMIでは、全体でみると「ふつう」が65.2%と最も多く、次いで「肥満」が26.5%、「やせ」が7.4%となっています。性年代別でみると、男性では、40代と50代が4割を超えて「肥満」であり、男性の全体の34.8%と比較して多くなっています。女性では、30代の27.6%と、70代以上の25.0%が「肥満」で、女性全体と比較して特に多くなっています。一方で、女性の30代と40代では他の年代と比べて「やせ」の割合が多くなっています。

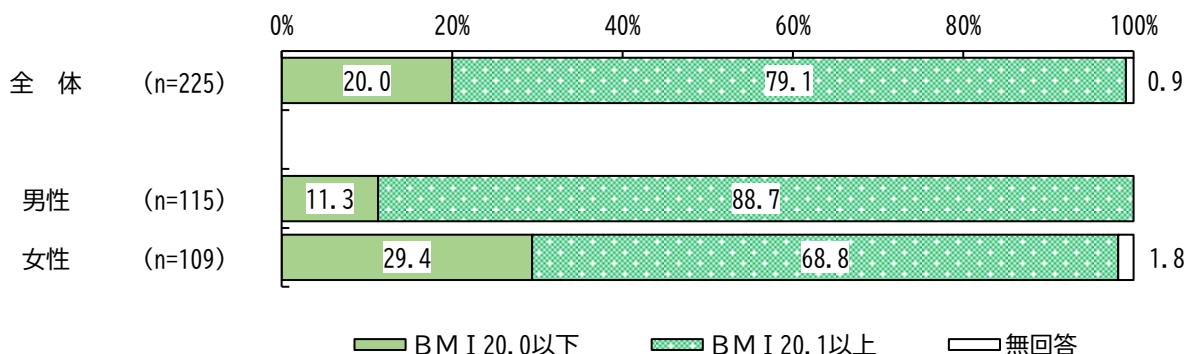


*BMIとは、身長と体重による成人の肥満度を表す体格指数

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

⑤65歳以上の低栄養傾向（B M I 20.0以下）の割合

65歳以上の高齢者では、全体の20.0%に「低栄養傾向（B M I 20.0以下）」がみられます。特に、女性のほうが男性と比べて割合が多くなっています。



第3節 第3次沼津市食育推進計画の評価

目標値、基準値に対する現状値の比較の表し方

◎：目標値を達成 ○：目標値には達しないが改善傾向 △：変化なし ×：基準値より悪化

指標	基準値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値	達成状況
学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）	44.1%	41.8%	現状維持	×
よく噛んで味わって食べる人の割合	70.1% (令和2年度)	83.0%	80%	◎
朝食をほぼ毎日食べている人の割合	78.9%	78.5%	増加	×
朝食または夕食を家族と一緒に食べる共食の回数	週8.4回 (令和2年度)	週8.0回	週10回以上	×
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	56.0%	44.3%	80%	×
20歳～60歳代男性の肥満者の割合	28.2%	36.7%	22%以下	×
65歳以上の低栄養傾向（BMI 20.0以下）の人の割合	20.3%	20.0%	減少	◎

上記指標の7項目のうち、2項目で目標値を達成しました。

朝食をほぼ毎日食べている人の割合と、共食の回数は、わずかな減少だったものの、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合は、基準値と比較すると10%以上減少しており、20歳～60歳代男性の肥満者の割合は8.5%増加となりました。食についての望ましい習慣やバランスのよい食事の摂り方などに課題があります。

第4節 食育推進をめぐる今後の課題

「第3次沼津市食育推進計画」の進捗状況からみえた課題より「第4次沼津市食育推進計画」で取り組む必要があるものを4つにまとめました。

【望ましい食習慣の習得】

- 「第3次沼津市食育推進計画」では「誰もが望ましい食との関わり方を身につけられるまち ぬまづ～健康な心と体を保ち、豊かな人間性を育てる～」を理念に食育を推進してきました。「第4次沼津市食育推進計画」でも、継続し深化させ、より一層食育推進に努めます。健康寿命の延伸には、望ましい生活習慣や食習慣を身につけることが重要です。幼少期や学童期では成長や今後の人生につながること、成人期では生活習慣病の予防、高齢期ではフレイル予防、低栄養の防止など、各年代にあった食育の推進を行うことが健康寿命の延伸につながります。望ましい生活習慣や食習慣を習得できるよう、家庭や教育機関と連携した取組や情報提供に取り組みます。
- 令和6年度第51回市民意識調査の結果で食育に関心がある人は徐々に増えてきていることがわかります（令和2年度69.1%⇒令和6年度72.8%）。食育の推進の取組は各年代にあわせて推進する必要があるため、「第4次沼津市食育推進計画」では、こども、成人、高齢者とライフステージにあった取組を推進していくことが重要です。

【地産地消や環境面への配慮】

- 地産地消への関心が高まっており、その背景には、食の安全や健康志向、環境問題への意識の高まりがあります。地域の食材を活かした食文化の学習、継承を推進することが、本市への愛着を深める一手になります。また、沼津市生産の食材であれば、物流コスト軽減によるCO₂削減にもつなげることができ、環境にも優しい取組が可能です。また、新鮮で安全な食材の入手、地域経済の活性化などにもつなげることができます。今後も教育機関との連携、農林漁業者との連携を推進し、地産地消や食品ロス削減、環境への配慮に努めることが重要です。
- 「第3次沼津市食育推進計画」の各施策の達成状況では、「計画以上の達成」が13.8%、「計画どおり達成」が77.6%となっています。また、今後の方向性として、全取組計画数60件のうち、「第4次沼津市食育推進計画」でも「継続」が89.7%となっています。取組の方向性については、国や県の動向を把握しながら、現状の取組を踏襲し、推進・深化を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

食は生きるために欠かせないものです。望ましい生活習慣や食習慣を身につけることによって、生活習慣病の予防や重症化予防となり、健康寿命の延伸を図ることができます。生活習慣や食習慣は幼少期から高齢期まで生涯を通じて取り組むことが重要であり、年齢にあった施策、家庭や教育機関からの教育、行政や地域活動などを通じた食育が必要です。

また、持続可能な社会の実現に向け、食の循環や環境保全、食品ロス削減、地産地消など、事業所や地域との連携や協働を通じて、仕組みづくりをしていくことを推進します。さらに食育の施策を通じて、食文化の継承や食を大切にする気持ち、感謝する心などを学び、豊かな人間性を育むことを推進します。

本計画においては、「第3次沼津市食育推進計画」までの流れを継承しつつ、市民一人ひとりが食への関心を高め、食に関して信頼できる情報に基づき適切に選択する力を身につけることを目指します。また、生涯にわたり心身ともに健康に生活し、豊かな人間性を育むことができるまちを目指していく趣旨のもと、「第3次沼津市食育推進計画」を踏襲し、下記の通り基本理念を定め、計画を推進します。

誰もが望ましい食との関わり方を

身につけられるまち ぬまづ

～健康な心と体を保ち、豊かな人間性を育てる～

第2節 基本目標

基本理念を達成するために次の6つの目標を掲げ、現状分析をもとに課題を整理し、それぞれの対策となる取組を進めます。

1. こどもに関わる食育の推進
2. 成人期における食育の推進
3. 高齢期における食育の推進
4. 地域における食育の推進
5. 食文化と地産地消
6. 環境に配慮した食育と食の安全

第3節 施策体系

※ 健康な心と体を保ち、豊かな人間性を育てる、
誰もが望ましい食との関わり方を身につけられるまち ぬまづ

「 基本目標 」	「 施策 」
1. こどもに関わる食育の推進	妊娠期・離乳期の食育の推進 就学前のこどもに対する食育の推進 学校給食等における食育の推進 望ましい食生活の実践
2. 成人期における食育の推進	若い世代に関わる食育の推進 生活習慣病の予防・改善
3. 高齢期における食育の推進	フレイルと生活習慣病の予防 歯と口を通じた食育の推進
4. 地域における食育の推進	様々な主体と連携した食育の推進 地域を通じた共食の推進 健康寿命の延伸に向けた食育の推進 歯と口を通じた食育の推進
5. 食文化と地産地消	食文化継承のための活動への支援 食文化についての学習機会の提供 地産地消の推進 生産者等との連携による食育の推進
6. 環境に配慮した食育と食の安全	食品ロス削減に向けた取組の推進 食の安全の確保

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもに関わる食育の推進

<現状と課題>

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。栄養の偏り、朝食の欠食、肥満、思春期におけるやせなど、子どもの食に関する問題は多様化・複雑化しており、生涯にわたる健康への影響が懸念されます。

また、ライフスタイルの多様化により食卓で家族そろって食事をする機会も減少している状況がみられます。子どもの望ましい食習慣の習得に、より一層取り組むことが重要です。

<施策の方向性>

食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとし、健全な食習慣を習得するための食育を推進します。

●妊娠期・離乳期の食育の推進

妊娠期・離乳期においては、母子の健康を確保するために適切な食習慣の確立を図ることが重要です。妊娠・出産、産後の母親の健康回復や子どもの望ましい食生活を推進します。

●就学前のこどもに対する食育の推進

子どもの成長や発達の段階に応じて、健康な生活を基本とし、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、食育を実践します。

●学校給食等における食育の推進

子どもに対する食育については、家庭を中心とし、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要です。沼津産をはじめとする地場産物を活用した給食による地産地消の推進や調理実習などの実践を通して、食への関心を高め、教育機関と連携した食育を推進します。

●望ましい食生活の実践

健全な食生活の習慣化が将来の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸において重要なことを認識する必要があります。食育月間や食育の日などを活用し、食育に対する理解を深めるための情報発信や、食についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供します。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
妊娠期・離乳期の食育の推進	妊娠婦の望ましい食生活についての普及啓発を実施します。	健康づくり課
	妊娠婦やその家族に向けた栄養講座を実施します。	
	離乳期の栄養に関する情報提供・講座を実施します。	
就学前のこどもに対する食育の推進	乳幼児に対する基本的な生活習慣の普及啓発を実施します。	健康づくり課 こども未来創造課
	乳幼児の望ましい食生活に関する教育・相談を実施します。	
	規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）の育成を推進します。	
	食に興味関心を持つための体験活動の充実を図ります。	こども未来創造課 水産海浜課
	行事食などの献立による食文化の普及啓発を実施します。	こども未来創造課
	おたよりやこどもを通じて保護者への食に関する情報を提供します。	
	食事のマナーや感謝の気持ちを育むための教育を実施します。	
学校給食等における食育の推進	学校給食への沼津産をはじめとする地場産物の活用を推進します。	農林農地課
	沼津産をはじめとする地場産物を積極的に使用した献立を作成します。	学校施設課
	生産者との交流による地産地消への関心を高めるための取組を実施します。	学校施設課 農林農地課 水産海浜課
	栄養教諭や学校栄養職員を中心とした食育を推進します。	学校施設課
	家庭科をはじめとする各教科や総合学習などの授業における食育指導を実施します。	
	行事食などの献立による食文化の普及啓発を実施します。	
	食育を通じた生活習慣病などの予防に関する教育を実施します。	
望ましい食生活の実践	おたよりやこどもを通じて保護者への食に関する情報を提供します。	こども未来創造課 学校施設課 健康づくり課
	食育月間や食育の日を通じて、望ましい食生活の実践を推進します。	
	妊娠期からの食習慣づくりを支援し、望ましい食生活の定着を図ります。	
	離乳期から乳幼児期にかけての発達段階に応じた食事の実践を推進します。	
	DXを活用し、ウェブサイトやSNS、ICT教材などによる効果的な情報発信を図ります。	

基本目標2 成人期における食育の推進

<現状と課題>

単身世帯や働く女性の増加、様々な勤務形態や残業の増加などライフスタイルの多様化が進み、外食・中食を利用する人や間食・夜食を摂る人が増えています。また、朝食をほとんど毎日摂取していない人は男女ともに20代～40代で多くなっており、栄養バランスが整っている食事を摂取していない人は若い世代で多くなっています。

生活習慣病は食事の偏りや生活リズムの乱れ、ストレス、運動不足などが原因で引き起こされる病気で、糖尿病や高血圧、脂質異常症、循環器病（脳血管疾患他）などがあげられます。また、女性のやせは、骨粗しょう症や将来のフレイルにつながります。健康寿命の延伸のためには、成人期から健康を心がけた生活リズムや知識を身につけることが重要です。

<施策の方向性>

成人期は、学生や社会人、特に働き盛りの世代が含まれ、就職、結婚、子育てなどにより、生活に変化が現れるため、食に関する知識や技術を身につけ、健康的な生活を実践することが重要な時期です。ライフスタイルの変化により、望ましい生活リズムや食習慣を実践するのが難しい状況になる人も多くいます。生活リズムの乱れが生活習慣病の発症につながるリスクとなるなど、食や健康に対する意識醸成を推進していくことが重要です。自身と家族の生活リズムや食習慣を整え、生活習慣病の予防を図ります。

●若い世代に関わる食育の推進

成人期の食育は自分自身や家族の健康を守るために欠かせないものです。食事の質が心身の健康につながり、栄養バランスのよい食や食材の選び方を理解することは重要なことです。

若い世代は未来のこどもたちを育てる世代でもあるため、次世代の親になるという視点を持ち、健全な食習慣の習得を推進します。日々の食事を通して、健康で豊かな生活を築くための知識と習慣を身につけることができるよう、食育の理解促進を図ります。

●生活習慣病の予防・改善

生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症など）は、食生活の乱れや運動不足、過度の飲酒や喫煙などが原因で発症する病気です。これらの生活習慣を改善するためには、食育を通じて、食事のバランス、栄養の知識、調理技術などを習得し、健康的な食生活を実践することが不可欠です。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
若い世代に関わる食育の推進	広報紙、SNSなどを通じて、成人期向けの食に関する情報発信を実施します。	健康づくり課
	働く世代に向けた、企業との協働による健康講座を実施します。	健康づくり課
	親世代に向けた、子どもと共に参加できる栄養講座や料理教室を提供し、家庭での食習慣の改善を支援します。	健康づくり課
生活習慣病の予防・改善	食に関する生活習慣病予防のための正しい知識の普及啓発を実施します。	健康づくり課
	健診結果に基づいた生活習慣病予防のための食に関する指導やオンライン相談を実施します。	健康づくり課

基本目標3 高齢期における食育の推進

<現状と課題>

本市では、高齢化の進行に伴い、特に一人暮らしをはじめ世帯人数が少ないことから「食への関心の低下」「食事の不規則化」「偏った栄養」などの課題が顕在化しています。これらにより、成人期からの生活習慣病に加えて、低栄養やフレイルのリスクが高まり、健康寿命の延伸に向けた支援の強化が求められています。

<施策の方向性>

高齢期では身体機能や口腔機能の低下を防ぐために、保健専門職などと協働し、高齢者の体力や口腔機能の維持、栄養指導の実施などを行い、食育を推進していく必要があります。また、フレイルや生活習慣病予防のため、口腔栄養・運動・社会参加を軸とした啓発を展開し、市民講座や広報紙、地域イベントでの取組を通じて、市民全体への関心と行動を促します。

●フレイルと生活習慣病の予防

高齢期におけるフレイルや生活習慣病予防のため、管理栄養士、保健専門職などと協働し、口腔栄養・運動・社会参加を軸とした啓発を展開し、心身共に健康な状態の維持向上に取り組みます。

●歯と口を通じた食育の推進

口腔機能を維持し、生涯にわたり自分の歯で食べるため、歯科口腔分野と連携した取組を通じて、そしゃくやえん下機能の維持向上と食育の推進を図ります。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
フレイルと 生活習慣病の予防	高齢期の栄養管理に関する講座や口腔栄養教育講座を実施します。	長寿福祉課
	高齢者学級（万年青大学・寿大学）にて、低栄養の予防講座を実施します。	生涯学習課
	生活習慣病予防につながる食育を推進します。	健康づくり課
歯と口を通じた食育 の推進	各ライフステージに応じた歯と口の健康づくりと食に関する情報を提供します。	健康づくり課 長寿福祉課
	オーラルフレイル予防につながる食育を推進します。	健康づくり課

基本目標4 地域における食育の推進

<現状と課題>

核家族化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域での食文化の継承や共食の機会は減少傾向にあります。また、栄養バランスの偏り、食習慣の乱れ、孤食の増加などの課題もみられます。さらに、生産者と消費者との距離を縮め、生産現場や地場産物への理解や関心を高めていく必要があります。

学校や地域、家庭など様々な場で食育を継続し、地域全体に食に対する関心や理解の向上を図ることが重要です。

<施策の方向性>

地域全体で食育の重要性を再認識することが必要です。家庭・学校・地域・行政・生産者などが一体となって、次世代への食文化の継承、健全な食習慣の形成、持続可能な食環境づくりを行い、地域に広く食育を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

● 様々な主体と連携した食育の推進

学校や地域組織だけでなく、生産者や民間団体、ボランティア、事業者など多方面の主体が計画的に関与し、食育活動を推進します。

● 地域を通じた共食の推進

地域で行われる多様な活動やイベントを活用し、健康的な生活習慣の形成につながる共食の機会を広く促進します。

● 健康寿命の延伸に向けた食育の推進

生活習慣病やフレイルの予防に向け、他計画の施策とも連携し、正しい知識の周知と栄養指導を推進します。

● 歯と口を通じた食育の推進

生涯にわたり自分の歯で食べる喜びを維持できるよう、歯と口の健康を守る取組を通じて、そしゃくやえん下機能の維持向上と食育の推進を図ります。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
様々な主体と連携した食育の推進	事業所などとの連携による健康経営への取組を支援します。	健康づくり課
	地域の団体・グループへの出張講座を実施します。	
地域を通じた共食の推進	専門的知識を有する地域の人材活用を促進します。	生涯学習課
健康寿命の延伸に向けた食育の推進	地区組織活動やイベントなどの共食の普及啓発を実施します。 食に関する生活習慣病予防のための正しい知識の普及啓発を実施します。(再掲)	健康づくり課
健診結果に基づいた生活習慣病予防のための栄養指導を実施します。 高齢期の栄養管理に関する講座や口腔栄養教育講座を実施します。(再掲)		
歯と口を通じた食育の推進	歯と口の健康週間やいい歯の日にあわせて、よく噛んで味わって食べることの普及啓発を実施します。	健康づくり課
	各ライフステージに応じた歯と口の健康づくりと食に関する情報を提供します。(再掲)	健康づくり課 長寿福祉課

基本目標5 食文化と地産地消

<現状と課題>

「第3次沼津市食育推進計画」では、学校給食における地産地消を推進し、沼津市産・静岡県産食材の活用を進めてきました。また、地場産物を集めたイベントなどを通じて、地場食材の利用促進に取り組んでいます。

課題としては、生産者と需要者のマッチングや流通を改善し、地産地消を推進する必要があります。また、ライフスタイルや価値観の多様化により、伝統的な食文化（和食や郷土料理）を作らない・知らないなどがあり、改めて知る機会、体験活動への参加機会を設ける必要があります。

<施策の方向性>

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化が進む中、食の外部化や多様化が拡大しています。こうした状況に対応するため、地域固有の食文化を保護し、次世代へ確実に継承します。特に、農水産業に関する体験活動や地産地消の実践は、生産現場への関心や理解を深めるだけでなく、食を通じて地域や社会全体への理解を促進するうえで重要です。このため、食に関わる生産者との連携を一層強化し、市民が地域の食文化や地場産物に触れる機会を拡充し、地産地消の推進を図ります。

●食文化継承のための活動への支援

多様な主体（地域団体、事業者、教育機関など）と連携し、地域の伝統食や行事食、郷土料理などの普及啓発活動を支援するとともに、継承に必要な人材の育成を推進します。

●食文化についての学習機会の提供

若い世代を中心に、教育現場や地域の学習プログラム、イベントなどを通じて、伝統的な食文化に触れる機会を設け、郷土料理や行事食の理解を深め、次世代へ継承していく機会を提供します。

●地産地消の推進

地場産物を直接活用するイベントの開催、学校給食への導入などで、日常生活の中で地産地消を実践する機会を拡大します。消費の仕組みを整備し、地域の農業・水産業・畜産業などの活性化を後押しします。

●生産者等との連携による食育の推進

生産現場での体験活動を磨き、消費者が実際に食を育てる現場に立ち会う機会を増やします。これにより食材に対する理解や関心を深め、本市ならではの地産地消を支える基盤づくりを図ります。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
食文化継承のための活動への支援	地元の事業者や団体と連携したイベントなどによる食文化の普及啓発を実施します。	商工振興課 水産海浜課 農林農地課
	伝統的な食文化継承のための人材育成を支援します。	農林農地課
食文化についての学習機会の提供	こどもを対象とした伝統食の教育機会を提供します。	農林農地課 水産海浜課
	行事食などの献立による食文化の普及啓発を実施します。(再掲)	学校施設課 こども未来創造課
地産地消の推進	地場産物を集めた地産地消促進のためのイベントへの出展や開催を図ります。	農林農地課 水産海浜課
	学校給食への沼津産をはじめとする地場産物の活用を推進します。(再掲)	農林農地課
	沼津産をはじめとする地場産物を積極的に使用した献立を作成します。(再掲)	学校施設課
生産者等との連携による食育の推進	農業・漁業・畜産業の体験などによる生産者と消費者の交流の場を提供します。	学校施設課 水産海浜課 農林農地課

基本目標6 環境に配慮した食育と食の安全

<現状と課題>

我が国では食糧及び飼料の多くを輸入に頼る一方で、食品ロスは国全体で依然として多く、環境負荷が深刻です。本市においても、市民の資源循環への関心は高く、令和6年度第51回市民意識調査では、「普段の食生活の中で特に力を入れたいこと」として、「食べ残しや食品の廃棄を削減したい」と回答した人が56.5%に昇り、食品ロス問題への関心度も高い状況が浮き彫りになっています。

このような市民の関心の高さを背景に、「もったいない」という食べ物を大切にする意識をさらに醸成し、食品ロスの削減を推進していくことが不可欠です。併せて、地域農林漁業の活性化や地場産物の利用促進も、環境と調和したまちづくりに向けた重要な取組として継続する必要があります。

<施策の方向性>

食品の生産から流通・消費に至るまでの過程は、温室効果ガスの排出や資源消費などの自然環境への負荷だけでなく、貧困や食料格差といった社会的課題とも深く関わっています。本市では、これらの課題を踏まえ、食品ロス削減を重要な施策として位置づけます。市民一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、家庭や事業所での廃棄を減らす行動を促進するとともに、安全・安心な食の確保を推進し、持続可能で豊かな食生活の実現を図ります。

●食品ロス削減に向けた取組の推進

我が国では、年間約464万トン（令和5年度推計）の食品ロスが発生しており、そのうち家庭から約233万トン、事業者から約231万トンとなっています。市民だけでなく、事業者などに対しても、食品ロス削減の重要性についての普及啓発を推進します。

●食の安全の確保

食中毒などによる健康への悪影響を防ぐため、自ら身を守る正しい知識と必要な情報を得られる環境を整え、「食の安心」の確保に向けた情報提供を推進します。

<取組の概要>

施策	取組概要	担当課
食品ロス削減に 向けた取組の推進	食べ残し削減意識を醸成する運動を実施します。	クリーンセンター 管理課
	食品ロスを削減するための普及啓発を実施します。	
	食品ロスの削減などを実施している事業所を認定します。	
食の安全の確保	食に対する正しい情報や必要な情報の普及啓発を実施します。	健康づくり課

第5章 計画の推進体制

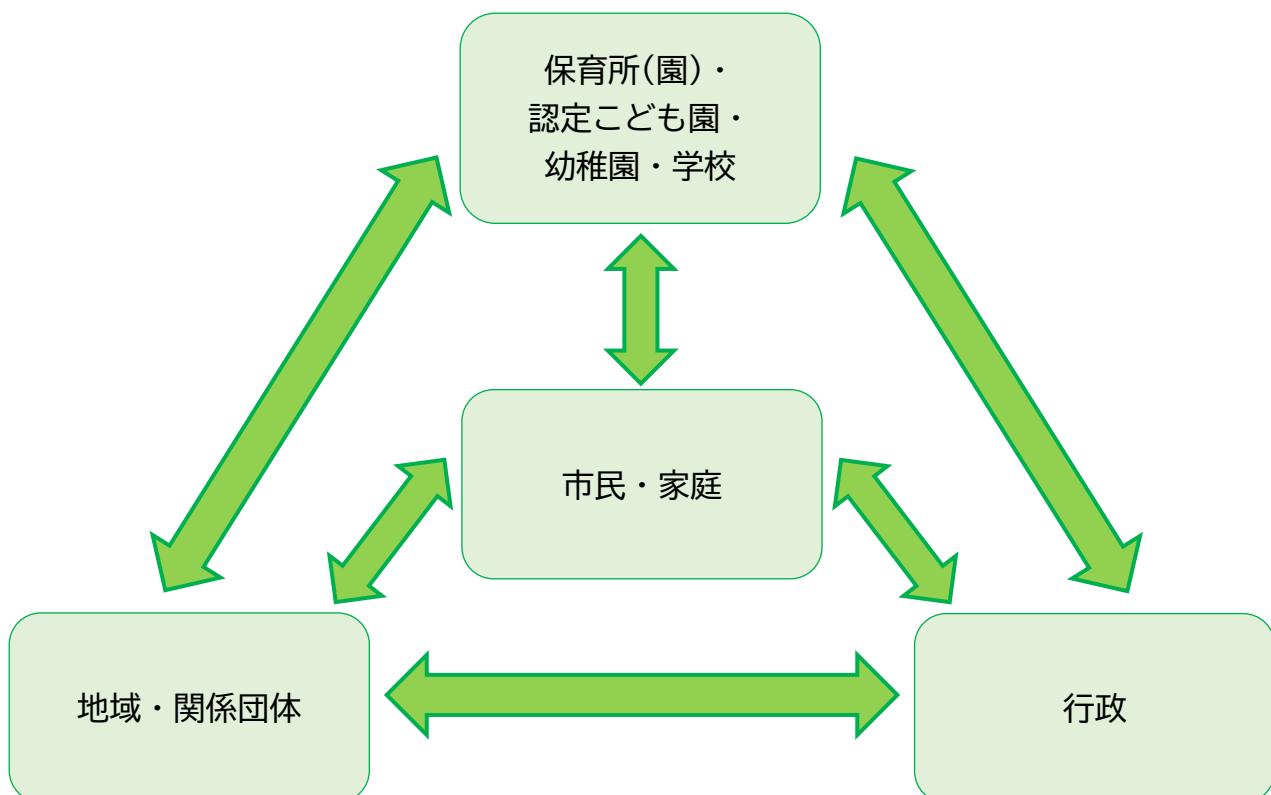
1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

今回、策定した「第4次沼津市食育推進計画」の内容を広く市民に周知・啓発するため、広報やホームページなどを通じて計画の内容を公表します。また、食に関する各事業やイベントなどの機会を通じて、食育推進計画で示す市の方針や今後の取組などのPRを図ります。

(2) 推進体制

目的の実現に向けて、市民一人ひとりが食についての意識を高め、市民・家庭を中心に保育所(園)・認定こども園・幼稚園・学校、地域・関係団体、行政がそれぞれ主体的に取り組むとともに、連携や協働を図ることが必要です。そして、これらが一体となった取組ができるように推進します。



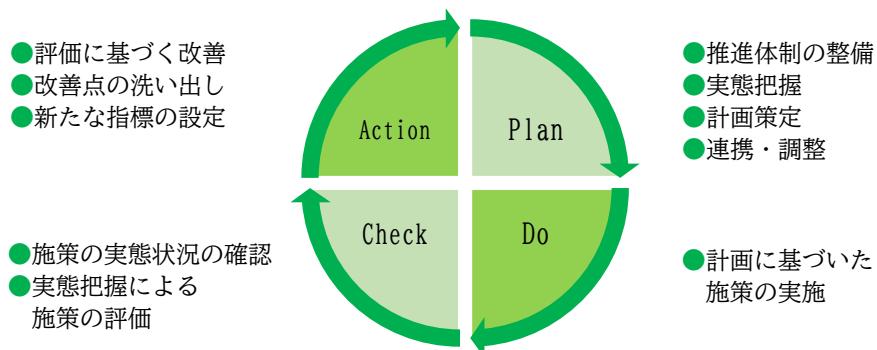
2 計画の評価指標

食育を推進し、施策を展開するうえで、成果や達成度を客観的な指標により把握できるように、目標値を設定します。現状値は、現在把握している直近値とし、令和12年度の目標値を、関係する計画の指標との整合性を図って設定します。

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考 (①数値の根拠 ②目標値の設定根拠)
朝食を食べている児童生徒の割合	95.8%	100%に近づける	① 静岡県教育委員会朝食摂取状況調査 ② 第4次静岡県食育推進計画
学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）	46.0%	現状値より維持・向上	① 学校給食栄養報告 ② 第4次静岡県食育推進計画
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	44.3%	50%	① 沼津市民の健康に関するアンケート ② 第4次静岡県食育推進計画
1日当たりの野菜類摂取量の平均値	男性 297g 女性 266g (令和5年度)	350g	① 健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリング研究（静岡県健康福祉部健康政策課） ② 第4次静岡県食育推進計画
1日当たりの食塩摂取量の平均値	-	男性 7.5g 女性 6.5g	② 第4次静岡県食育推進計画
朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週8.0回	週11回	① 沼津市民の健康に関するアンケート ② 第4次食育推進基本計画
BMI 18.5未満の20代～40代女性の割合	16.3%	15%	① 沼津市民の健康に関するアンケート ② 健康日本21（第三次） ※20～30代 15%
40代～60代の肥満者の割合	男性 37.5% 女性 18.5%	男性 30% 女性 15%	① 沼津市民の健康に関するアンケート ② 第4次静岡県食育推進計画
BMI 20.0以下の高齢者（65歳以上）の割合	20.0%	16.5%	① 沼津市民の健康に関するアンケート ② 健康日本21（第三次）
そしゃく良好者の割合（50代）	86.8%	90%	① 市民意識調査 ② 第3次沼津市歯科口腔保健計画
農業・漁業・畜産業体験を経験した人（世帯）の割合	69.5%	現状値より維持・向上	① 市民意識調査 ② 第4次食育推進基本計画

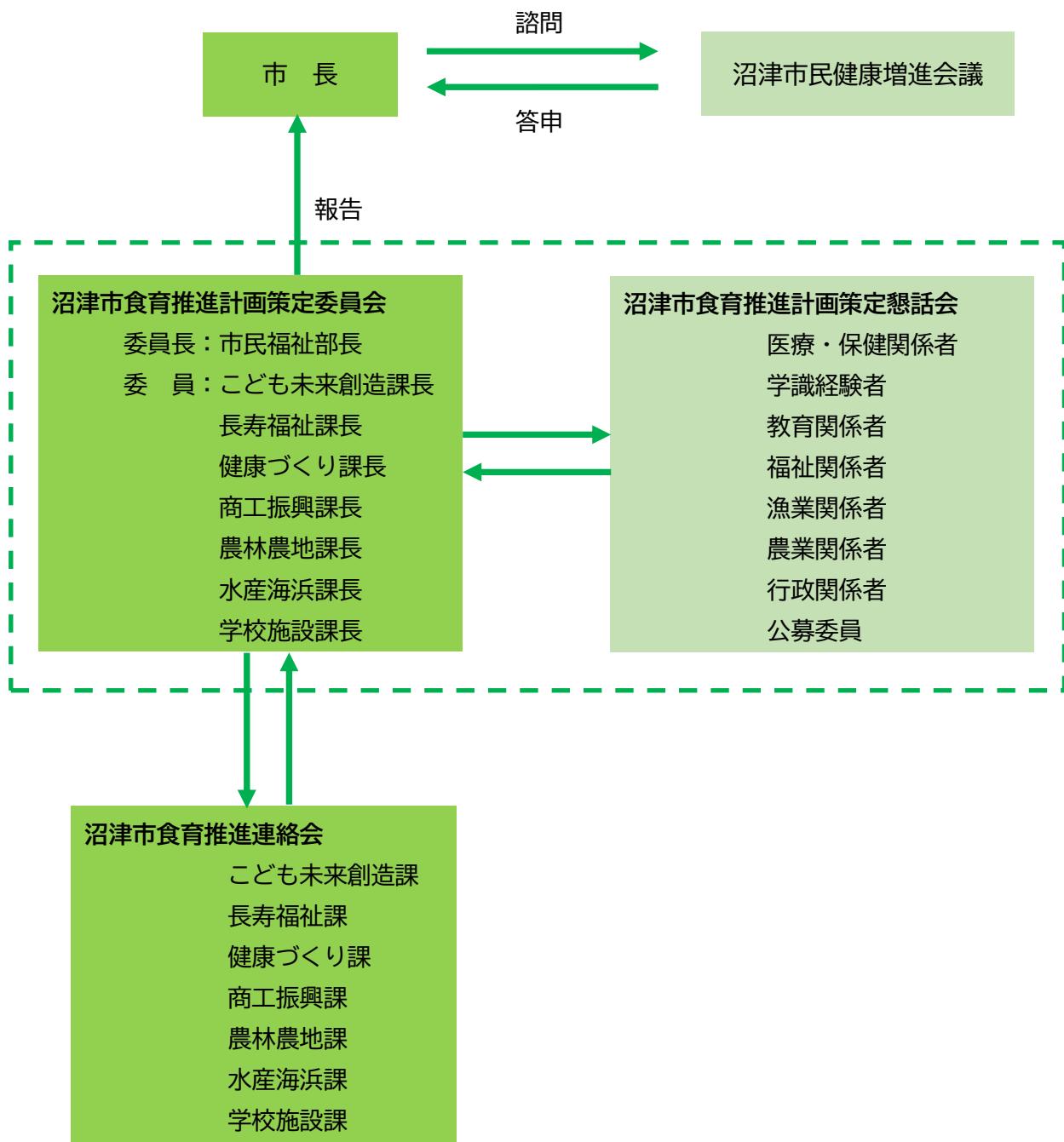
3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを活用し、評価指標の推移や実施事業の状況について、「沼津市食育推進連絡会」において確認・評価を行い、事業や施策の改善などにつなげ、計画の進捗管理を図ります。



第6章 参考資料

1 沼津市食育推進計画の策定体制



2 沼津市民健康増進会議条例

昭和47年3月30日条例第16号

(設置)

第1条 沼津市民の健康増進と体位の向上を図るため、沼津市民健康増進会議（以下「健康会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 健康会議は、市長の諮問に応じ市民の医療と保健衛生に関する諸問題について次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 保健予防に関すること
- (3) 救急医療に関すること
- (4) 健康管理に関すること
- (5) 医療知識の普及及び衛生思想の向上に関すること
- (6) その他目的達成のため必要なこと

(組織)

第3条 健康会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 連合自治会の代表
- (3) 保健衛生諸団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が規則で定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5条 健康会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康会議は必要に応じ、会長が招集する。

2 会議の議事は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は必要があると認めるとき、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 健康会議の庶務は、市民福祉部で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

3 沼津市民健康増進会議委員名簿

役職名	氏名	所属団体・役職名	
会長	北條 正久	一般社団法人沼津医師会	副会長
委員	雨宮 徳直	一般社団法人沼津医師会	理事
委員	大澤 香	一般社団法人沼津医師会	会員
委員	稻玉 圭輔	一般社団法人沼津市歯科医師会	会長
委員	庵原 明倫	一般社団法人沼津市歯科医師会	専務理事
委員	青山 さよ子	一般社団法人沼津薬剤師会	理事
委員	佐藤 正夫	沼津市自治会連合会	監査
委員	岩崎 坦子	沼津市老人クラブ連合会	我入道支部 女性部長
委員	新井 和彦	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	事務局長
委員	片渕 和子	特定非営利活動法人沼津市スポーツ協会	副理事長
委員	佐藤 優彦	沼津市校長会	学校保健部会 部会長
委員	古田 美穂	沼津市保育園連盟	特別委員
委員	上野 美幸	沼津市私立幼稚園協会	会員
委員	加藤 和幸	沼津市民生委員児童委員協議会	会長
委員	岩本 香世	沼津市健康づくり推進員連絡協議会	会長
委員	池谷 広美	公益社団法人静岡県栄養士会	理事
委員	赤堀 摩弥	静岡県東部健康福祉センター（東部保健所）	健康増進課 課長
委員	江本 光代	公募委員	

順不同、敬称略

4 沼津市食育推進計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 沼津市食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、食育の推進に関する団体、学識経験者等から広く意見を聞くため、沼津市食育推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の案について内容を協議し、沼津市食育推進計画策定委員会に意見を提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係人の出席)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

医療・保健関係者
学識経験者
教育関係者
福祉関係者
漁業関係者
農業関係者
行政関係者
公募委員

5 沼津市食育推進計画策定懇話会委員名簿

役職名	氏名	所属団体・役職名		区分
会長	山本 精一郎	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学	教授	学識経験者
副会長	石原 誠一朗	一般社団法人沼津市歯科医師会	歯科医師	医療・保健関係者
委員	植松 甲子	沼津市健康づくり推進員 連絡協議会	副会長	医療・保健関係者
委員	鈴木 紀子	沼津市立原小学校	栄養教諭	教育関係者
委員	渡邊 仁美	沼津市立北部保育所	所長	教育関係者
委員	秋山 知代	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会	主事	福祉関係者
委員	伊藤 大輔	静浦漁業協同組合 業務課	係長	漁業関係者
委員	増田 晶子	富士伊豆農業協同組合なんすん 営農経済センター 地区組織課	課長	農業関係者
委員	鈴木 遥	静岡県東部保健所 健康増進課	専門主査	行政関係者
委員	内山 麻子	公募委員		公募委員
委員	木村 陽子	公募委員		公募委員

順不同、敬称略

6 沼津市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼津市食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）を策定するため、沼津市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(連絡会)

第6条 委員会に、沼津市食育推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会の構成は、別表第2に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 3 連絡会は、委員会に付議すべき事案について、あらかじめ調査研究及び調整を行うものとする。
- 4 連絡会は、市民福祉部健康づくり課長が召集する。
- 5 連絡会は、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第3条関係)

市民福祉部	市民福祉部長 こども未来創造課長 長寿福祉課長 健康づくり課長
産業振興部	商工振興課長 農林農地課長 水産海浜課長
教育委員会事務局	学校施設課長

別表第2 (第6条関係)

市民福祉部	こども未来創造課
	長寿福祉課
	健康づくり課
産業振興部	商工振興課
	農林農地課
	水産海浜課
教育委員会事務局	学校施設課